

平成30年7月豪雨災害の影響を受けた中小企業者向け 県融資制度（危機対策資金）について

県では、今回の豪雨災害により影響を受けた中小企業者向け融資として、国がセーフティネット保証4号の対象地域に指定した市町村において利用できる資金（危機関連）と、県下全市町村において被災した中小企業者が利用できる資金（知事特認）を設けています。

なお、これらの融資の保証料は、ともに無料としております。

区 分	危機対策資金		
	危機関連	知事特認	
融資の対象者	平成30年7月豪雨の影響で売上高等が前年同月比20%以上減少しており、市町村長からセーフティネット保証4号に該当する旨の認定を受けた中小企業者	平成30年7月豪雨災害により被害を受け、所在市町村長から罹災証明を受けた中小企業者	
資金使途	経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く）	災害の復旧に要する運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く）	
融資限度額	危機対策資金全体の合計で 8,000万円		
融資枠	10億円		
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）		
融資利率	年1.15%以内		
保証料率	無 料（県負担及び岡山県信用保証協会の独自割引による）		
対象地域	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町	県下全域	
取扱金融機関	中国銀行 広島銀行 香川銀行 西日本シティ銀行 水島信用金庫 備前信用金庫	トマト銀行 もみじ銀行 伊予銀行 おかやま信用金庫 備北信用金庫 倉吉信用金庫	鳥取銀行 山陰合同銀行 阿波銀行 百十四銀行 愛媛銀行 四国銀行 玉島信用金庫 津山信用金庫 日生信用金庫 吉備信用金庫 笠岡信用組合 商工組合中央金庫
申込手続き	市町村長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定（セーフティネット保証適用の要件）を受け、原則として取扱金融機関を經由して信用保証協会へ申し込む。	所在市町村長から罹災証明を受けて、原則として取扱金融機関を經由して信用保証協会へ申し込む。	
備 考	中小企業信用保険法第2条第5項第4号による地域指定の期間（H30.8.14現在） 平成30年7月5日～平成30年11月13日	取扱期間 平成30年8月1日～平成31年1月31日 （保証承諾分） （融資実行分）	

岡山県産業労働部経営支援課
金融支援班 TEL 086-226-7361